

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

基本的考え方等

- ◆ 平成26年から地方分権改革に関する「**提案募集方式**」を導入
- ◆ 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマ
- ◆ **法律改正事項については、一括法案等を令和6年通常国会に提出することを基本**
- ◆ 計画策定等については、令和5年3月に閣議決定した「ナビゲーション・ガイド」を着実に運用し、効率的・効果的な計画行政を推進

対応状況

- ◆ 令和5年の提案230件のうち、176件(※)について内閣府と関係府省との間で調整
このうち、154件について、令和5年の対応方針として記載
(※) 予算編成過程での検討を求めるもの、これまでの提案募集で既に扱われたもの、提案募集の対象外であるもの等を除いた件数
- ◆ 令和4年以前の対応方針で記載された後、令和5年中に措置の内容が具体化されたもの(93件)についても、令和5年の対応方針として記載

主な対応方針

1. 連携・協働(重点募集テーマ)

- ① 里帰り出産における地方公共団体間の情報連携の仕組みの構築
- ② 妊産婦健康診査に係る手続等の見直し及び情報連携の仕組みの構築
- ③ 区域外の医療機関等受診時の地方単独医療費助成制度に関する現物給付を円滑に行うための実施方法の明確化

2. 地域の人材(担い手)確保(重点募集テーマ)

- ④ 幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格の特例等の延長
- ⑤ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用
- ⑥ 地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方自治体の裁量により創設できることの明確化
- ⑦ 管理栄養士国家試験の受験資格の見直し

3. その他

- ⑧ 獣医師法に基づくオンラインによる届出の場合の都道府県経由事務の見直し
- ⑨ 公立学校施設整備費国庫負担事業における国庫債務負担行為の年限の見直し
- ⑩ 宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化
- ⑪ 生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化

①里帰り出産における地方公共団体間の情報連携の仕組みの構築

現
行

○出産のため、妊産婦が住所地外に里帰りをした際、住所地と里帰り先の地方公共団体間で妊産婦に関する情報共有の仕組みが整備されていない。



支障

○里帰り先の地方公共団体等においては、支援が必要な妊産婦の把握や情報連携が困難であり、効果的なサービスの提供ができない。



見
直
し
後

○地方公共団体への実態調査等を踏まえ、住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みを構築。



効果

○里帰り先の地方公共団体等において、支援を必要とする妊産婦の把握や情報連携ができるようになり、効果的なサービスの提供が可能に。

※妊産婦への支援の例

- ・保健師等が電話連絡で状況を確認
- ・希望により、訪問や面接等を実施
- ・里帰り出産に係る相談窓口の設置 など



②妊産婦健康診査に係る手続等の見直し及び情報連携の仕組みの構築

現
行

○妊産婦健康診査に係る受診票は、委託契約している区域内で利用可能であるため、その区域を超えた場合、当該健診に係る費用については償還払いで対応せざるを得ない。

○委託契約している区域外の医療機関で健診を受診した場合については、受診結果情報が住所地の市町村へ共有されない。



支障

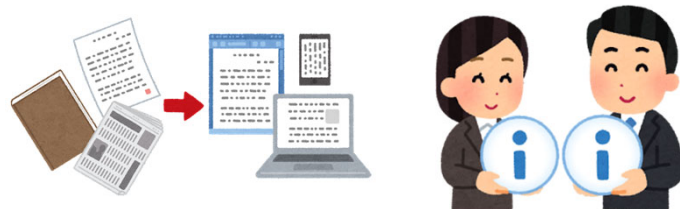
○地方公共団体及び妊産婦の償還払いに係る負担が大きい。

○住所地の地方公共団体において受診結果情報を早期に把握することができず、タイムリーな支援を行うことができない。



見
直
し
後

○地方公共団体への実態調査等を踏まえ、
・償還払いに係る手続の負担軽減の方策を提示
・住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みを構築



効果

○地方公共団体及び妊産婦の償還払いに係る負担が軽減。

○住所地の地方公共団体において受診結果情報を早期に把握することができ、タイムリーな支援を行うことが可能に。

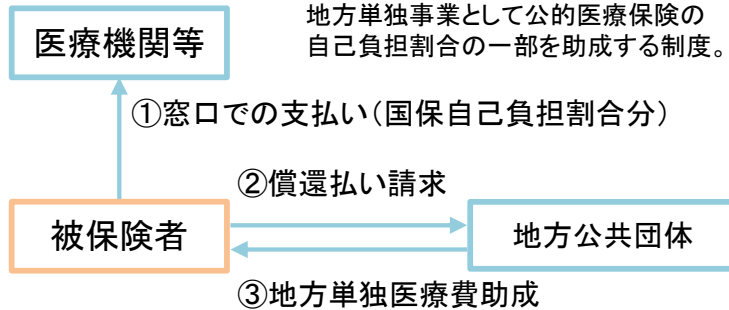


③区域外の医療機関等受診時の地方単独医療費助成制度に関する 現物給付を円滑に行うための実施方法の明確化

現
行

- 国民健康保険被保険者が、居住する区域外の医療機関等で地方単独医療費助成制度※を利用する場合、原則、**償還払い**となる。

※こども医療費など、地方公共団体が地方単独事業として公的医療保険の自己負担割合の一部を助成する制度。



支障

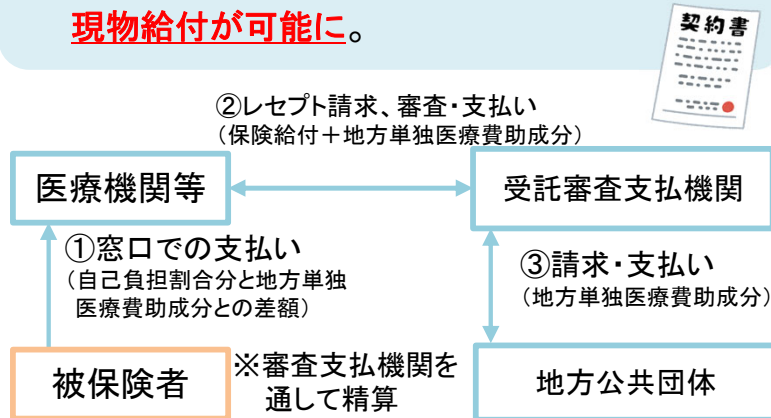
- 被保険者においては、**療養費用の一時立替や地方公共団体への申請手続きの負担**が生じている。
- 地方公共団体においては、**償還払いに係る事務負担**が生じている。



- ・区域外の国民健康保険団体連合会との委託契約等により現物給付が可能であることなどを周知(R6年度中)。
- ・区域外の審査支払機関への委託を円滑に行えるよう必要な取組を検討・結論(R6年度中) 等

見
直
し
後

- **地方公共団体と区域外の審査支払機関(国民健康保険団体連合会等)との委託契約等により、現物給付が可能に。**



効果

現物給付が実現することで、

- 被保険者においては、**一時立替及び申請手続きが不要になり、負担が軽減**される。
- 地方公共団体においては、**償還払いに係る事務負担が軽減**される。



④幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格の特例等の延長

現
行

○幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等は、**幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。**

特例措置※

※令和6年度末まで
認定こども園法一部改正法
施行から10年間

- ・幼稚園免許状・保育士資格の**いずれか一方**の免許状・資格のみで**保育教諭等となる**ことができる。
- ・免許状・資格の**一方のみを持ち**、一定の勤務経験を有する者は、一定の**単位を修得**すること等で、**もう一方の免許状・資格を取得**できる。

見
直
し
後

特例を5年間延長

・ただし、いずれか一方の免許状・資格のみで**主幹保育教諭・指導保育教諭**となることのできる特例の延長は**2年間**とする。



支障

○**特例措置の期限が到来し、幼保連携型認定こども園で保育教諭等の確保が困難になる。**

- ・受入定員が減少するおそれ
- ・幼保連携型認定こども園への移行や開設を阻害
保育の受け皿拡充や保育人材の確保に支障を来す

※ 併有する保育教諭等の割合は近年着実に改善
(令和4年4月1日時点では、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の92%)
一方で、施設数の増加に伴い、いずれか一方のみを有する職員数自体は増加傾向にある。

効果

- 保育教諭等に必要な資格の取得について各施設、自治体で計画的な取り組みが可能に。
- 安定した人材確保が可能に。



**保育の受け皿拡充・
保育人材の確保を実現**

⑤国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用

現
行

建築基準法

○建築主の種類によって、建築物を審査・検査等できる主体が異なる。

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知※)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	×	○

※計画通知:国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、工事に着手する前に、建築確認に代えて、建築計画を建築主事に通知しなければならない。



支障

○老朽化した公営住宅の建替えや大規模災害時の公共施設の再建により**計画通知が急増※した**場合に、**建築主事が円滑に審査・検査等することが困難となる。**

※ 東日本大震災により、宮城県及び福島県では例年の3倍に増加(平成26年)。



見
直
し
後

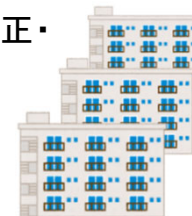
○国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対しても、**指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする。**

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	○	○



効果

- 円滑な審査・検査等が可能となる。
- 建築主事の業務負担が軽減されることで、審査業務以外の業務(監査・違反是正・処分等)にも注力可能に。



⑥地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方自治体の裁量により創設できることの明確化

現
行

○自治体職員の休暇について、国家公務員では認められていない事由によるものを創設してよいか不明確

※ 地方公務員の勤務条件は、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。」とされている。(地方公務員法)

支障

○国家公務員では認められていない地域社会に貢献する活動に従事するための特別休暇を創設してよいか判断基準が不明確



通知の発出

見
直
し
後

○国家公務員において認められていない事由による特別休暇を地方自治体が独自に設けようとする場合の考え方を明確化

効果

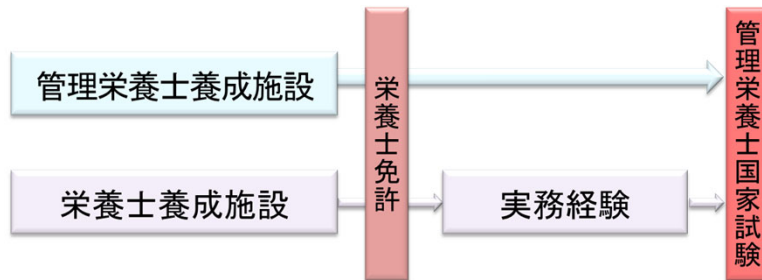
○地域社会に貢献する活動に従事するための特別休暇の創設について、地方自治体における検討がスムーズに



⑦管理栄養士国家試験の受験資格の見直し

現
行

○管理栄養士養成施設卒業者※は、管理栄養士国家試験の受験資格を満たすために、栄養士免許を取得する必要がある。



※管理栄養士養成施設卒業見込者を含む。以下同じ。

支障

○管理栄養士養成施設卒業者にとっては、受験資格として栄養士免許を取得する必要があり、その申請手続や申請手数料の支払いが負担となっている。

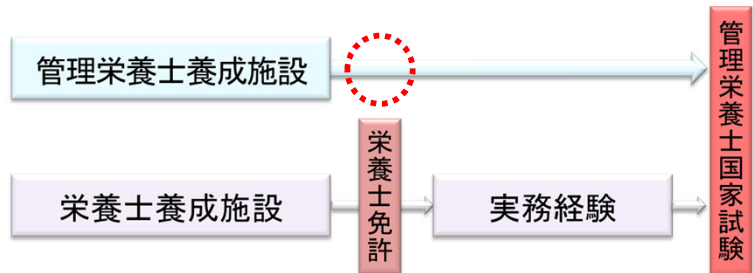


○都道府県にとっては、受験資格を満たすために栄養士免許の交付等を行わなければならない、負担となっている。



見
直
し
後

○管理栄養士養成施設卒業者については、管理栄養士国家試験の受験資格として栄養士免許を取得することを不要とする※。



※栄養士養成施設卒業者は、管理栄養士国家試験の受験資格として実務経験を経る必要があるため、栄養士免許を取得する必要がある。

効果

○管理栄養士養成施設卒業者は、管理栄養士国家試験の受験資格を満たすために栄養士免許の取得を行う必要がなくなり、負担が軽減される。



○都道府県は、管理栄養士養成施設卒業者に対して、受験資格を満たすための栄養士免許の交付等を行う必要がなくなり、負担が軽減される。



⑧ 獣医師法に基づくオンラインによる届出の場合の都道府県経由事務の見直し

現
行

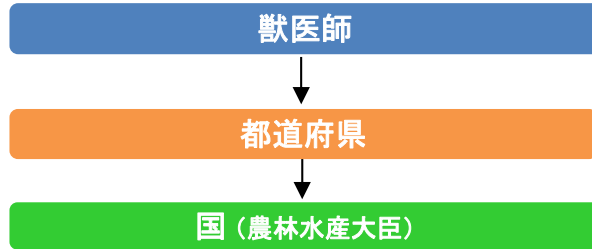
獣医師法

○獣医師は、2年ごとに、住所、氏名、勤務先等を住所地の**都道府県を経由**して国に届け出なければならない

○届出は**紙**又は**オンライン**(※)により提出される

<届出の流れ>

(※)令和4年度からオンライン届出を開始



支障

都道府県



オンラインによる届出の場合も、都道府県はシステム上での国への送付処理を要するため、**事務負担が発生**

見
直
し
後

○オンラインによる届出の場合、**都道府県経由を不要**とし、獣医師が直接、**国に届け出ることとする**

※紙での届出は、届出者の利便性確保のため、現行どおり都道府県を経由

<オンラインの場合>



効果

都道府県における届出に係る作業の効率化が図られ、**事務負担が軽減**

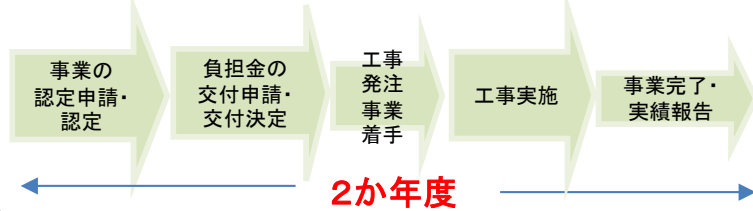


⑨公立学校施設整備費国庫負担事業における国庫債務負担行為の年限の見直し

現
行

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に基づく公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針

- 公立学校施設整備費国庫負担事業は、**2か年度以内に事業が完了予定のものが交付の対象**となっている。



支障

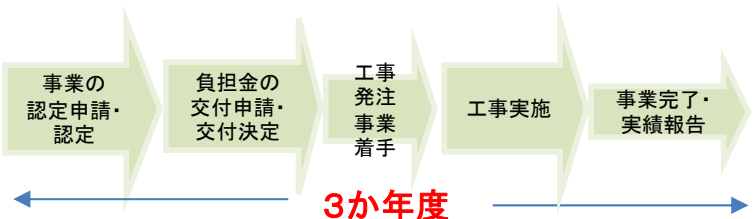
- 建設業において週休2日制が導入され、また、令和6年度から建設業に労働時間規制が適用される中、**事業期間が2か年度を超える場合がある。**
- 2か年度を超える事業については、現行では国庫補助を受けられず、**地方公共団体が単独で負担せざるを得ない事態が生じ得る。**



法律・事務処理方針を改正し、国庫債務負担行為の年限上限を見直し(2か年度→3か年度)

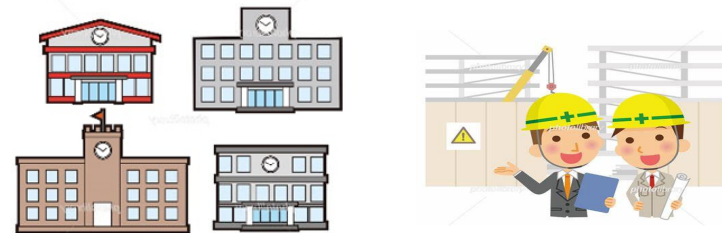
見
直
し
後

- 小・中学校等の新增築事業については、**事業期間が3か年度にわたる場合においても国庫債務負担行為の活用が可能に。**(=国庫負担事業の対象に)
※令和7年度から



効果

- 国庫補助の対象となる事業期間が広がり、各地方公共団体は、財政負担が平準化されることで、**公立学校の施設整備をより計画的に行うことが可能**となる。



⑩宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化

現
行

宅地建物取引業法に基づく閲覧制度

宅地建物取引業者と取引する消費者等が、適切な業者を選定できるよう、**都道府県は、以下の書類を一般の閲覧に供しなければならない。**

- ・ 宅地建物取引業者名簿
- ・ 免許申請書
- ・ 免許申請書の添付書類



※ 宅地建物取引業者名簿等の閲覧は**デジタル完結を基本とする見直しの方針**が示された(「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会))。

支障

デジタルでの閲覧となる場合、

- 紙媒体の書類を全て**電子化(PDF形式等)する必要があり、都道府県の事務負担が大きい。**
- 氏名や住所など個人情報が含まれるものもあり、**プライバシー保護の観点から課題**がある。



見
直
し
後

- 閲覧の対象書類について、当該制度の趣旨を踏まえ、
 - ・ **閲覧希望者による宅地建物取引業者の選定に支障が生じない範囲内で合理化し、**
 - ・ **プライバシー情報に当たるものを除外する。**

○ 閲覧対象から除外する情報のイメージ

- ・ 欠格要件に該当しないことを誓約する書面、事務所の写真
- ・ 役員等の住所

効果

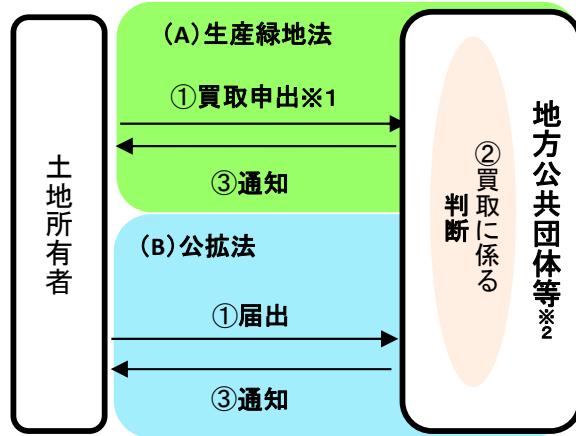
- デジタル化に係る**都道府県の事務負担の軽減・プライバシーの保護**が図られる。



⑪生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化

現
行

- 生産緑地を譲渡して宅地などにする場合、一般に、**生産緑地法の買取申出**(※1)後、**公拡法**(公有地の拡大の推進に関する法律)の**届出手続**が行われる

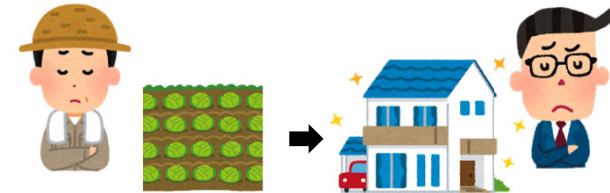


支障

- **買取申出(A)**と**届出(B)**の同様の手続が必要であり、土地所有者や地方公共団体に**二重の負担**が生じる



- 両手続があることにより**土地取引の遅延**が生じる

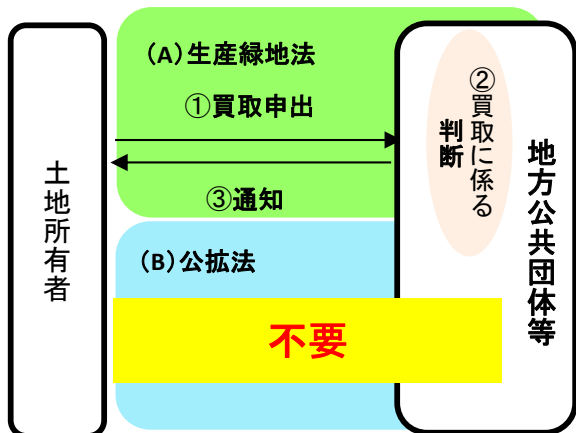


(※1) 生産緑地指定から30年を経過した場合などに買取申出が可能

(※2) 生産緑地法では市町村が、公拡法では都道府県又は市がそれぞれ申出又は届出を受け、地方公共団体、土地開発公社など(地方公共団体等)に買取希望の有無を照会し、各団体が判断

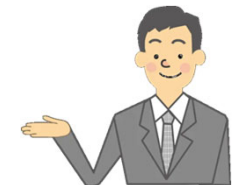
見
直
し
後

- **買取申出(A)**があった土地について、一定の要件を満たす場合には**届出手続(B)**を**不要**に(※3)



効果

- 土地所有者や地方公共団体の**二重の負担**が**解消**される
- 土地の譲渡までの時間が短縮され、**土地取引が円滑化**



(※3) 生産緑地に加え、特定生産緑地(生産緑地の指定から30年を経過したもののうち、指定が10年間延長等がされるもの)についても、同様の措置を行う